

「守口市新型インフルエンザ等対策行動計画 (第2版)(素案)」に対する パブリックコメント結果

1. 募集期間

令和7年12月16日(火)から令和8年1月15日(木)まで

2. 募集方法

広報もりぐち12月号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)(素案)」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、電子メール、FAXにより意見を受け付けました。

3. 募集結果

提出方法及び提出件数

| 提出方法 | 提出件数 | 意見項目数 |
|----------|------|-------|
| 回収ボックス投函 | 1件 | 10項目 |
| 郵送 | 0件 | 0項目 |
| 電子メール | 0件 | 0項目 |
| FAX | 0件 | 0項目 |
| 合計 | 1件 | 10項目 |

4. 意見の概要

ご意見、誠にありがとうございました。

| No. | 該当箇所 | 意見 | 本市の考え方 |
|-----|--|------------------------------|--|
| 1 | 第2部 第4節 （1）平時の備えの整理や拡充 （オ）DXの推進や人材育成等 | 人材育成について、具体的な方針は別途作成されるのですか？ | 過去の感染症対応も踏まえ、本計画を始めとする対応方針について、職員1人ひとりが認識できるよう、研修等での周知などにより、継続的に人材育成を図る必要があると考えています。 |
| 2 | 第2部 第4節 （2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え | 誰がどう判断するのですか？ | 国や大阪府等と緊密に連携し、市の対策本部において総合的に判断するものと考えています。 |
| 3 | 第2部 第4節 （2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え （オ）市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有、リスクコミュニケーション | どのような手段をお考えですか？ | 学校教育の現場等の様々な場面や、ホームページ、広報誌、SNS等、市の広報媒体の効果的な活用を検討していきます。 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 4 | 第2部 第4節 (6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応 | 各施設における対応マニュアルは作成されていますか？社会福祉施設だけでなく、マンションにおける対応も必要ではありませんか？ | 個別の社会福祉施設における対応マニュアルの有無は、把握していません。 また、マンションでも、感染症まん延時にそれぞれ適切な対応が図られるよう、本計画の内容等を周知していきます。 |
| 5 | 第2部 第4節 (7) 感染症危機下の災害対応 | 「府や市において自宅療養者等の情報共有等の連携体制」とありますが、対応のイメージがわかりません。どのように把握して、どのように情報共有されるのでしょうか？ | 自宅療養者等については、大阪府保健所が把握されるものと認識しており、府守口保健所と本市との間で、こうした方々の避難先等について、適切な情報共有を行います。 |
| 6 | 第2部 第5節 (8) 市民の役割 | 「備蓄を行うよう努める」とありますが、具体的なガイドラインは考えておられますか？或いはありますか？ | 個人レベルでは、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等について、各自で必要な品を必要数備蓄していただきたいと考えています。 |
| 7 | 第3部 第1章 第2節 2-2.迅速な対策の実施に必要な予算の確保 | 地方債の発行を検討とありますが、償還等の費用に関してはどこが負担しますか？ | 国の財政措置がない限りは、市の歳入をもって償還するものと考えています。 |
| 8 | 第3部 第4章 第2節 2-3-2.住民接種 表2 接種会場において必要と想定される物品 | 物品はどこが責任をもって、どこに備蓄するのですか？ | 原則としては、市が準備、備蓄することとなりますが、必要に応じて関係団体とも協議し、ご協力いただく場合もあると考えています。 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 9 | 第3部 第7章 第2節 2-1.遺体の安置 | 遺体の安置について、どこを想定しているのですか？記憶違いでなかったら、昔、保健センター云々の話を聞いたことがあります。 | 市の地域防災計画と整合性を取り、内部で調整を行っていきます。 |
| 10 | 第3部 第7章 第3節 3-1-2.生活支援を要する者への支援 | 把握はできているのですか？具体的な支援体制のマニュアルはありますか？特に食事の提供についてはどうお考えですか？ | 本市では、災害時に支援が必要と予想される方を「避難行動要支援者名簿」で把握しており、感染症まん延時に生活支援を要する方も、基本的には同様と考えられます。一方、当該名簿の位置づけを踏まえ、感染症まん延時における利用の在り方や、食事の提供を含めた具体的な支援体制については検討が必要と考えています。 |